

第3章 まちづくりの方針

3-1 都市づくりの基本方針

第2回委員会で検討

3-2 緑づくりの基本方針

1 緑づくりの基本方針

第2回委員会で検討

2 緑の配置方針

第2回委員会で検討

3 グリーンインフラの活用に関する方針

第3回委員会で検討

緑の基本計画編

第3回委員会で検討

3-2 緑づくりの基本方針

1 緑づくりの基本方針

まちづくりの基本理念を実現するため、緑づくりの方向性として3つの基本方針を定めます。

これらの基本方針は、本市の緑づくりの基本となるもので、これに基づいて、緑が持つ多様な機能を活用した様々な取組を展開し、緑のまちづくりを推進していきます。

(1) 緑づくりの基本的な考え方

保全

■ 緑をまもる ~次の世代へ継承する緑~

公園・緑地をはじめ、樹林地や農地、水辺等を保全することで、生物多様性の確保や緑が有する防災・減災機能などを発揮させ、後世にわたって豊かな緑を享受できるよう、緑をまもります。

創出

■ 緑をはぐくむ ~暮らしの質を高める緑~

地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、公園・緑地の適正な維持管理や市民との協働による緑づくりなどを通じて、身近な緑に親しむことができ、日々の暮らしに緑の潤い、彩りを感じることができる質の高い緑をはぐくみます。



活用

■ 緑をいかす ~まちの魅力を引き出す緑~

市民・民間事業者・行政との協働による取組を通じて、公園・緑地等の価値を最大限に発揮させることで、多様なニーズやライフスタイルへの対応するまちの魅力向上に緑をいかします。

2 緑の配置方針

市内の緑を保全するとともに、緑豊かなまちづくりを実現していくため、緑の連続性を図るという観点から緑の配置方針を設定します。

名称	凡例	配置の方針
緑の拠点		本市を特徴づける公園・緑地であり、市民とともに緑をはぐくみ、積極的な緑の保全、創出、活用を推進する緑の拠点とします。
水と緑の軸		優良農地や樹林地等といったまとまりある緑や、境川をはじめとする河川やため池等の水辺によりつながる軸であり、生態系ネットワークやグリーンインフラとして重要な水と緑の軸とします。

■緑の拠点



三崎水辺公園



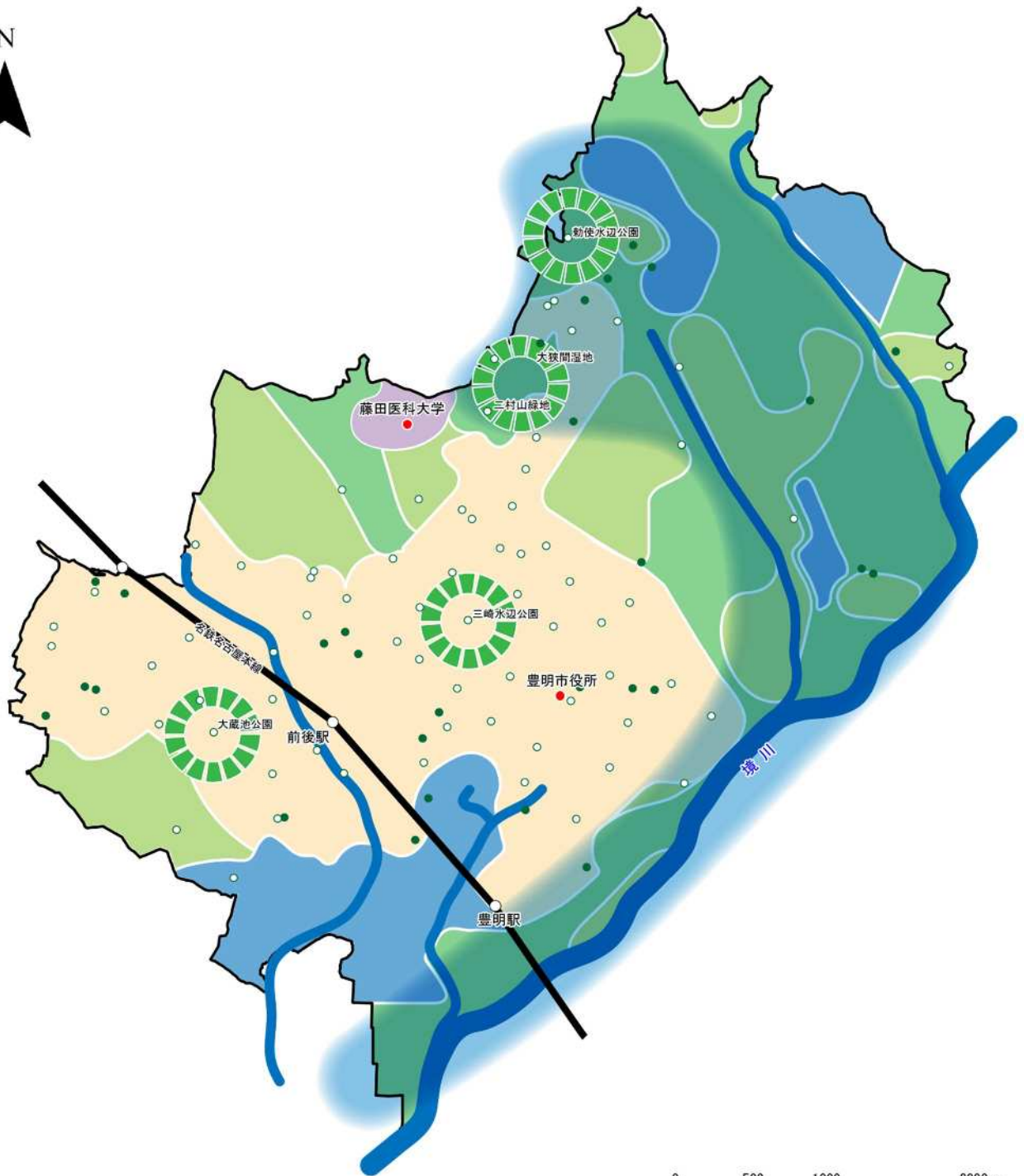
勅使水辺公園



大蔵池公園



大挾間湿地



凡 例					
	緑の拠点		居住ゾーン		水と緑の軸
	都市公園		田園居住ゾーン		
	都市公園以外の公園・緑地等		産業ゾーン		
	河川		防災・医療ゾーン		
			農地・緑地ゾーン		

3 グリーンインフラの活用に関する方針

本市における公園や河川、道路、ため池等のグリーンインフラについて、以下のような取組にて積極的に活用し、豊かで質の高い暮らしを支えるまちづくりに取り組んでいきます。

■水災害に強いまちづくりに活用します

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。本市においても都市化により舗装面が増えたため、豪雨時は一気に水が排水路に流れ込む等、局所的な大雨による浸水被害なども懸念されています。

このため、ため池の貯留量増大や雨水貯留浸透施設といったハード整備や治水計画の見直しに加え、雨水を一時的に田んぼに貯められるようにして、ゆっくりと排水させる田んぼダムの取組を拡大させる等、市民や民間事業者、市等の協働により、水災害に強いまちづくりを目指していきます。



図 雨水流出抑制・浸水軽減について緑地を活用した対策例のイメージ

資料：緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン 国土交通省

■都市の暑さ対策(暑熱環境の緩和策)に活用します

近年、地球温暖化による気温上昇やヒートアイランド現象などの様々な要因により、都市の暑熱環境はより厳しくなっています。

暑熱環境の緩和に向けて、暑いなかでもより快適に過ごせる緑陰の創出や、民有地における庭や駐車場、屋上・壁面等の緑化推進、街路樹や社寺林等の適切な管理を通じて、気候変動対策に寄与する公園・緑の空間形成を進めます。

また、市内の水の軸となる境川や、市街地に多くあるため池は水面からの蒸発冷却効果や風による冷気の拡散が周辺気温を下げる効果が期待されます。このような河川やため池からの風通しをよくする「風の道」に配慮した都市空間を形成します。

■生物多様性を確保します

市指定天然記念物「大狭間湿地」、都市近郊の里山である二村山緑地は東海丘陵要素の接点に位置し、絶滅危惧種を含む多くの希少性植物が生育する都市近郊に残る貴重な自然遺産となっています。このような希少な生物をはじめ、都市の緑は多様な生物の生息・生育環境として重要な役割を果たしています。

特に東海丘陵要素に代表される良好な湿地や里山の環境を保全していくためには、下草刈りや間伐といった人の手による適切な管理が欠かせません。また、良好な自然環境を育てていくためには、子どもの頃からの自然に関わる経験が重要です。このため、市民団体や学校との協働による保全活動や子ども向けの環境学習活動等、自然から学ぶ機会を継続して実施します。

多様な生物の生息・生育環境の保全や移動の場としての機能を確保するため、地域特性に応じた保全・管理・運営を進めていきます。

■市民の健康増進・スポーツの推進に活用します

すべての市民が健やかで気軽にスポーツを楽しみ、心豊かに生活できる持続可能な社会実現のため、四季折々の花と緑が楽しめる公園や歩きやすい歩道を活用し、楽しみながら心地良く歩きたくなるまちを目指します。「とよあけ健康 21 計画」におけるウォーキングコースの設定やウォーキング推進員の取組と連携し、生活の中で+10 分の運動を意識する“プラステン”を合言葉に市民の健康づくりへ緑を活かします。

また、「豊明市スポーツ推進計画」におけるウォーキングイベントの開催等、スポーツ推進へ緑を活かします。

■交流促進・居心地の良い都市空間の創出に活用します

人口減少社会においては、住みたくなる、訪れたいまちを形成し、まちの魅力を高め、人口流出を防ぐとともに、人を呼び込み活気あるまちとしていくことが重要です。こうした市民や来訪者の交流や賑わい、居心地の良い場を創出していくために、公園緑地や公共空地において滞在性・利便性の向上を図ると共に、花や緑による美しい都市景観の創出、空き地の利活用などを進めます。

また、桶狭間古戦場伝説地など、市内に点在する歴史・文化資源等を活かし、市民の誇りを育むとともに地域資源の利活用を促進し、市内外から人々が集い、交流するまちの魅力の向上に活用していきます。

参考:グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するものです。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

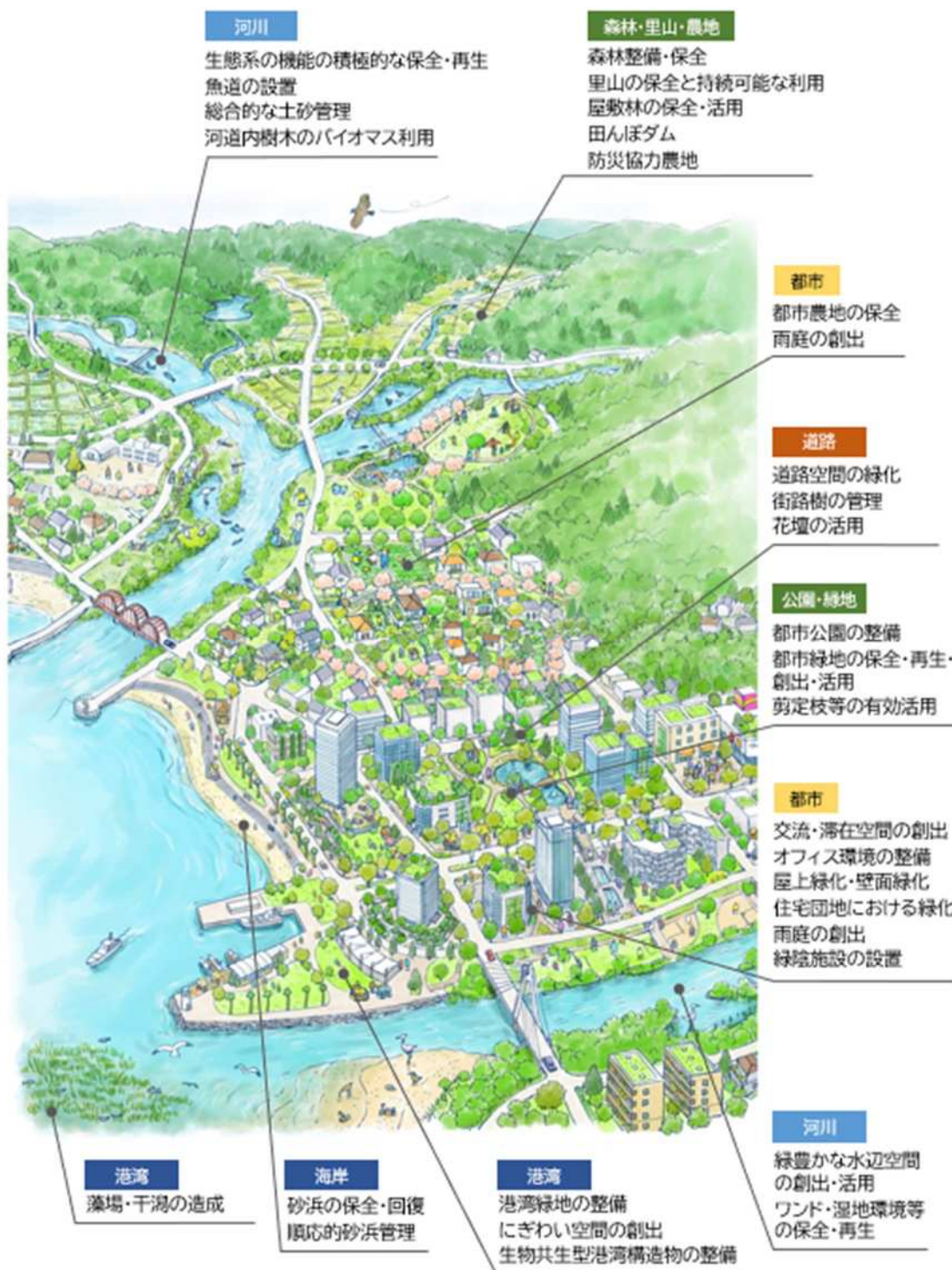


図 グリーンインフラの例

資料:グリーンインフラ推進戦略 2030 国土交通省 (令和8年1月)



緑の基本計画編



1 緑のまちづくりに関する施策

■ 施策体系

基本方針1 緑をまもる	
基本施策	主な施策・事業
1-1 生物多様性に資する緑の保全	(1)希少な生息・生育地の保全 (2)二村山緑地の保全
1-2 農地の保全	(1)優良農地の保全 (2)都市農地の保全
1-3 水辺環境の保全(河川、ため池)	(1)河川の水辺環境の保全 (2)ため池の水辺環境の保全
1-4 身近な緑地の保全	(1)身近な緑地の保全 (2)市民緑地制度を活用した緑づくり

基本方針2 緑をはぐくむ	
基本施策	主な施策・事業
2-1 質の高い公園・緑地の創出	(1)拠点となる公園・緑地の魅力向上 (2)身近な公園等の整備・改修・維持管理
2-2 街路樹の適正な維持管理	(1)街路樹の適正な維持管理
2-3 民有地・公共用地での緑化推進	(1)民有地の緑化推進 (2)公共用地の緑化推進
2-4 市民との協働による緑づくり	(1)フラワーボランティア制度の推進 (2)花いっぱい運動の推進

基本方針3 緑をいかす	
基本施策	主な施策・事業
3-1 居心地の良い都市空間への活用	(1)居心地の良い都市空間への活用
3-2 交流・賑わい創出への活用	(1)歴史文化振興・観光振興への活用 (2)多様な主体による交流促進への活用

基本方針1 緑をまもる ～次の世代へ継承する緑～

公園・緑地をはじめ、樹林地や農地、水辺等を保全することで、生物多様性の確保や緑が有する防災・減災機能などを発揮させ、後世にわたって豊かな緑を享受できるよう、緑をまもります。

1—1 生物多様性に資する緑の保全

(1)希少な生息・生育地の保全

市指定天然記念物「大狭間湿地」は東海丘陵要素の接点に位置し、絶滅危惧種を含む多くの希少な動植物が生育する都市近郊に残る自然遺産となっています。また、本市に自生する赤い花をつける県指定天然記念物「豊明のナガバノイシモチソウ」は、日本固有の新種で非常に珍しく、他の「ナガバノイシモチソウ」とも異なり、*toyoake* を冠した学名がつけられています。

このような希少な動植物の生息・生育地となる緑を後世に残していくため、行政のみならず、市民・市民団体、学校等との協働による保全活動や環境学習を進めていきます。

(2)二村山緑地の保全

都市近郊の里山である二村山緑地は貴重な動植物が生息する自然環境と、豊かな眺望を誇る景勝地、そして鎌倉街道に代表される歴史資源を併せ持つ、市を象徴する里山です。このような貴重な緑地について、本市では平成4年2月に都市緑地として都市計画決定しており、保全に努めています。

また、良好な里山を保全していくためには、下草刈りや間伐といった人の手による適切な管理が欠かせません。このため、市民団体との協働により、緑地の保全活動を実施します。

なお、二村山緑地については、都市計画決定後30年以上に亘って未整備の状況が続いていることから、整備手法の見直しも含めて引き続き検討を行います。

1-2 農地の保全

(1)優良農地の保全

市街化調整区域内のまとまりある優良農地は、生産環境のみならず、良好な景観や田んぼダムなどの洪水調整機能を有しているため、農業振興地域整備計画等によって引き続き、保全していきます。

(2)都市農地の保全（生産緑地地区制度等の活用）

都市農地は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延や洪水リスクの軽減、まちなかのヒートアイランド現象の緩和等、都市に潤いをもたらすものです。都市農地は良好な都市環境を形成するものとして、市街化区域内の農地についても保全に努めていきます。

1-3 水辺環境の保全（河川、ため池）

(1)河川の水辺環境の保全

本市の河川や水路については、治水対策のために順次整備を進めており、気象状況の変化や県と流域市町が共同で策定する計画、本市の計画に基づき、総合的な治水対策を実施します。

(2)ため池の水辺環境の保全

本市には勅使池や若王子池などの多くのため池があります。農業用貯水池として人工的に造成された池ではありますが、本市の防災対策池としての役割を担うほか、良好な都市景観の維持、野鳥等の生物の貴重な生息地としての保全、市民の健康増進や憩いの場となる親水空間として活用を図っていきます。

1-4 身近な緑地の保全

(1)身近な緑地の保全

宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のためにまとまった緑地面積を確保するとともに、地区計画などの既存制度を活用しながら、緑地の保全と緑化の推進に努めます。

また、歴史文化資源と一体となった樹林地や社寺林等については地権者等関係者の理解と協力を得ながら、市民が気軽に自然に親しむことができる身近な緑として保全します。

(2)市民緑地制度を活用した緑づくり

市と土地所有者が契約を締結して、市街地での貴重な緑を保全し、また地域住民が利用できる補完的な公園の位置づけとして、平成9年より都市緑地法第 55 条に基づく市民緑地制度を導入しており、引き続き、制度を活用していきます。

基本方針2 緑をはぐくむ ～暮らしの質を高める緑～

地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、公園・緑地の適正な維持管理や市民との協働による緑づくりなどを通じて、身近な緑に親しむことができ、日々の暮らしに緑の潤い、彩りを感じることができる質の高い緑をはぐくみます。

2-1 質の高い公園・緑地の創出

(1) 拠点となる公園・緑地の魅力向上

本市を特徴づける公園・緑地等をより柔軟に使いこなして、様々な地域課題の解決のためにその多様な機能を発揮させていくことが必要です。

具体的には、まちの魅力や価値の向上に向けた公園の管理運営の推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の利活用、民間事業者による収益施設の設置による利便性の向上等を通じて、拠点となる公園・緑地の質の向上を図っていきます。また、さらなる利活用を促すため、多様な主体と連携し、管理・運営体制を構築していきます。

(2) 身近な公園等[※]の整備・改修・維持管理

市街化区域内における身近な公園等[※](整備予定を含む)の誘致圏カバー率は約 88.9%であり、市域全域では約 64.6%となっています。居住者の多い市街化区域では概ね充足していますが、一部、公園が不足している地域や身近な公園等の誘致圏が重複している地域もあり、今後は公園の量・質の両面からみて適正に配置していくことが課題です。

公園が不足している地域の公園等の整備については、生産緑地の活用などによる公園用地の確保を検討していきます。公園を改修する場合にあっては、ワークショップ等により地域住民の意見を反映し、多様な世代が利用しやすい公園施設として整備を進めます。

また、地域における利用者の年齢層やライフスタイルが変化してきており、これにともなって公園等に求める機能も変化してきています。一方で市内の都市公園の多くは昭和 40～50 年代に完成したものが多く、50 年以上経過し老朽化が進行しています。市の財政事情は引き続き厳しく、すべての更新施設を維持・更新を図っていくことは不可能です。

このため、地域ニーズに即した公園等のあり方や機能を見直すため、公園施設の調査・検討を通じて、公園・緑地の機能集約・再編計画等を検討するなど、機能面から公園等の適切な配置を目指していきます。

身近な公園における使い方などのルールの見直しによる柔軟な利用の促進や、市民との協働による利活用・維持管理などを通じて、身近な公園への愛着を醸成します。

[※]身近な公園等: 街区公園や近隣公園などの都市公園をはじめ、類似する機能を持つ児童遊園地やちびっこ広場などを含む

【配置の再編(集約化)】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



図 都市公園の集約・再編イメージ

資料：都市公園の再編・集約化の促進 国土交通省 を一部改変

参考:都市公園等の整備状況

■都市公園等の整備状況

- ・市の都市公園の整備状況をみると、多くが市街化区域内に整備されています。
- ・市街化区域内においても土地区画整理事業などが行われていない区域などで一部都市公園が整備されていない地区もありますが、そういった区域においてもちびっこ広場や児童遊園地などが配置されており、実質的には身近な公園等として利用されています。

■市民一人当たり都市公園等の面積

- ・本市においては、現状で市民一人当たり都市公園面積は約 9.3 m²/人です。(市街化区域内の市民一人当たり都市公園面積は約 4.7 m²/人)。
- ・将来、土地区画整理事業で整備される予定の都市公園(5 箇所)を含めると、一人当たりの都市公園・補完する緑の面積は約 9.8 m²/人となる見込みです。
- ・さらに都市公園以外の補完する緑を含めると約 10.7 m²/人と国の示す参考にするべき基準を概ね達成しています。

■都市公園の整備状況

種別		箇所数	面積(ha)
幹住 公区 園基	街区公園	51	12.63
	近隣公園	6	11.30
	小計	57	23.93
特殊公園		3	37.21
広場公園		1	0.66
都市緑地		4	2.96
計		65	64.75

■都市公園以外の補完する緑

項目	箇所数	面積(ha)
児童遊園地	17	1.20
広場	3	5.18
ちびっこ広場	2	0.36
グラウンド	1	0.65
伝説地	1	2.20
墓園	1	3.20
都市緑地	1	5.80
計	26	18.59
合計	91	83.35

■人口一人当たりの都市公園等の面積(m²/人)

項目	現状	整備予定含む
都市公園	9.4	9.8
都市公園・補完する緑	12.0	12.4

※都市公園等の面積:令和7年時点

※人口:令和2年国勢調査(69,295 人)

参考:都市公園面積の参酌基準:市街化区域内5m²/人、都市計画区域内 10 m²/人

■都市公園等の配置状況

- ・市街化区域内における都市公園等(整備予定・都市公園以外の補完する緑を含む)の誘致圏カバー率※は約 88.9%であり、市域全域では約 64.6%となります。
- ・居住者の多い市街化区域では概ね充足していますが、一部、公園が不足している地域や身近な公園等の誘致圏が重複している地域もあり、今後は公園の量・質の両面からみて適正に配置していくことが課題です。

※都市公園等の誘致圏が市域を網羅する面積割合

表 都市公園等の誘致圏カバー率

	面積 (ha)	誘致圏面積 (ha)	誘致圏カバー率 (%)
市街化区域	708.3	629.5	88.9%
市全域	2,322.0	1,499.8	64.6%

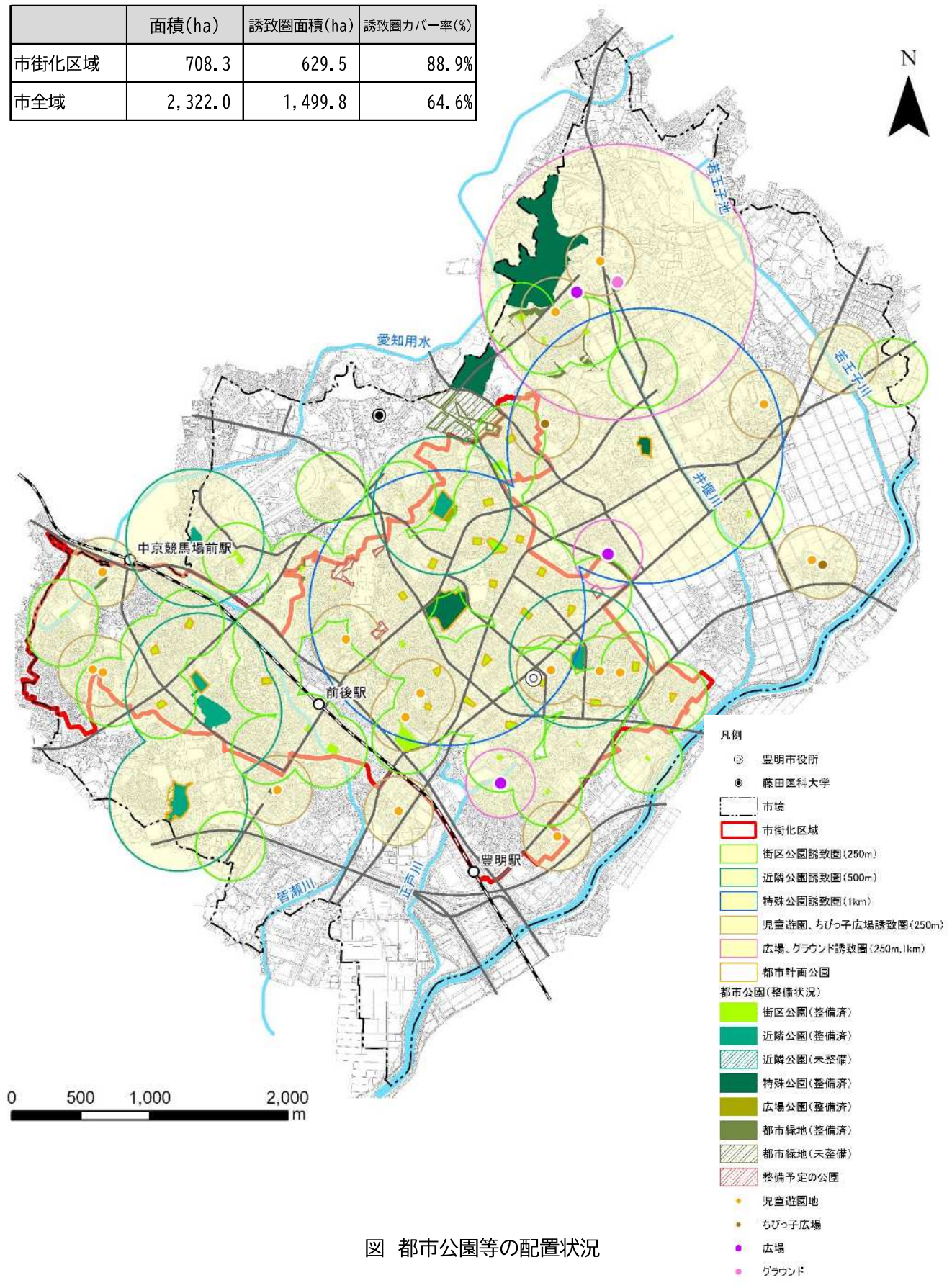


図 都市公園等の配置状況

2-2 街路樹の適正な維持管理

(1)街路樹の適正な維持管理

周辺土地利用と調和した道路空間を形成するため、住民の理解・協力のもと、それぞれの地域の景観に配慮した効果的な管理を進めていきます。街路樹は景観だけではなく、快適な回遊空間の創出や、都市の暑熱対策やヒートアイランド現象の緩和、延焼防止機能など多様な機能を有しています。街路樹が多様な機能を発揮できるよう、生育環境の維持、改善方法を検討します。

一方、一部の街路樹では高木化・老木化による倒伏や落枝の危険性、根上がりによる通行障害なども見られるため、安全性を確保するための街路樹の維持管理方法や今後のあり方などについて検討を進めます。

2-3 民有地・公共用地での緑化推進

(1)民有地の緑化推進

本市では、公園緑地の整備や緑地保全・都市緑化の推進に努めてきましたが、市街地の多くの部分を占める民有地の緑の減少により緑の全体量は減少しています。

このため、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、助成制度等を活用し、民有地の緑化推進を支援します。

(2)公共用地の緑化推進

市役所などの公共施設や公共空間等において、緑地の確保や緑化を推進し、良好で緑豊かな環境を創出します。また、市内の公有地において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施します。

2-4 市民との協働による緑づくり

(1) フラワーボランティア制度の推進

本市では、平成 25 年度よりフラワーボランティア制度を導入し、フラワーボランティアと連携協力しながら公園や駅前広場等の公共空間を花で彩り、美しい景観や地域の憩いの場を創出する取組として、ボランティア活動を支援しています。

ボランティア登録者の高齢化や新規登録者の減少等が課題であるため、今後は課題解決に向けて広報活動の強化等に取り組みます。

(2) 花いっぱい運動の推進

本市では、平成 11 年度より行政区が主体となって公園や道路等の環境美化活動(花いっぱい運動)が行われています。

花いっぱい運動を通して快適な生活空間を形成するとともに、住民同士のコミュニケーションや地域への愛着心、緑化推進に対する意識を育むことを目的として、引き続き行政区を支援していきます。

(3) 緑の募金活動の推進

森林整備、緑化の推進などの取組に対する市民の理解を広めるとともに、市全体による緑化等の取組みを推進するための募金運動を推進していきます。

基本方針3 緑をいかす ～まちの魅力を引き出す緑～

市民・民間事業者・行政との協働による取組を通じて、公園・緑地等の価値を最大限に発揮させることで、多様なニーズやライフスタイルへの対応するまちの魅力向上に緑をいかします。

3—1 居心地の良い都市空間への活用

(1)居心地の良い都市空間への活用

都市環境に緑を活用することで、花や緑とのふれあいによるストレス軽減や健康増進効果、居心地がよく様々な活動ができる滞在空間となり、多様な人々が集まるコミュニティ形成効果、防災拠点の確保、身近な生物を育み、環境教育の場となるなど多様な効果が期待できます。

このような緑の力を活かして、駅前広場や道路空間などのまちの拠点や軸となる空間に積極的に緑を活用することで、居心地の良い都市空間を創出していきます。

3—2 交流・賑わい事業への活用

(1)歴史文化振興・観光振興への活用

本市には、国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址をはじめ、多くの歴史文化資源が点在しています。これら貴重な歴史文化資源は都市の魅力となることから、これらの歴史文化資源の保存及び利活用を促進します。

また、多様な媒体による情報発信などを進めるとともに、市内での交通利便性の向上を図り、定期的にイベントを開催する等、交流・賑わい空間として市内の公園や歴史文化資源の活用を推進します。

(2)多様な主体による交流促進への活用

都市の魅力を高めるため、市民や市民団体、民間事業者が自発的な活動ができるよう支援していくとともに、市内外から人々が集い、交流する賑わいづくりに緑を積極的に活用していきます。また、このような緑にふれる機会の増加は、緑への興味関心を高め、関わる人を増やすことへつながり、ひいては緑をはぐくむ取組への参加を促すものと考えます。